

山梨県立富士山世界遺産センター
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 8 年 9 月
山 梨 県

目 次

第1	施設の概要	
1	名称	1
2	沿革	1
3	所在地	1
4	施設の規模等	1
第2	管理運営方針	
1	基本方針	2
2	施設の維持管理方針	2
3	施設の運営方針	2
第3	募集の内容	
1	指定管理者が行う業務	2
2	自主事業	3
3	指定管理者が行う管理の基準	3
4	責任分担	4
5	指定期間（予定）	6
6	指定管理者の収入	6
第4	申請に係る事項	
1	指定管理者の申請資格	7
2	申請手続等	8
3	指定管理業務の実施に関する計画書の作成	10
第5	指定管理者候補者の選定	
1	選定委員会	11
2	審査基準	11
3	一次審査	12
4	二次審査	13
第6	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	
1	指定管理者の候補者の選定	13
2	候補者との協議	13
3	指定管理者の指定	13
4	指定管理者との協定締結	13
第7	指定管理業務の適正な実施に関する事項	
1	指定管理業務の再委託等の制限	14
2	暴力団の排除	14

3	個人情報の取り扱い	15
4	情報公開への対応	15
5	文書の管理・保存	15
6	保険への加入	15
7	電気調達の契約	15
8	キャッシュレス決済の導入	15
9	不可抗力等発生時の対応	16
10	備品	16
11	管理口座・区分経理	16
12	法令等の遵守	16
13	世界遺産センターに係る覚書の遵守	17
14	利用料金等を定める場合の知事の承認	17
15	費用調達に係る県への事前協議	17

第8 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置について

1	指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合	17
2	その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合	17
3	指定管理業務の引継ぎ	17

第9 申請に関する留意事項

1	審査の対象又は候補者からの除外	18
2	指定管理業務開始前における指定の取消し	18
3	申請書類等の取り扱い	18
4	費用負担	19
5	その他	19

第10 事業実施状況のモニタリング（業務の確認・検証）等

1	モニタリング・評価の実施	19
2	県の監査委員による監査	20
3	指定管理業務開始後の指定の取消し等	20

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

様式は別添

〈資料〉

- 資料1：山梨県立富士山世界遺産センター施設概要
- 資料2：山梨県立富士山世界遺産センター駐車場整備概要図
- 資料3：入館者数及び利用料金収入の実績

- 資料４：富士山世界遺産センターにおける収支実績
 - 資料５：情報システム保守費の積算根拠
 - 資料６：南館の展示機器保守点検費の積算根拠
 - 資料７：山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例
 - 資料８：山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例施行規則
 - 資料９：山梨県立富士山世界遺産センターのロゴマークの利用等に関する覚書
- 別添「山梨県立富士山世界遺産センター管理運営業務の内容及び基準」

山梨県立富士山世界遺産センター指定管理者募集要項

山梨県（以下「県」という。）は、より効果的で効率的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例（平成27年山梨県条例第32号、以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、次のとおり山梨県立富士山世界遺産センター（以下「富士山世界遺産センター」という。）の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1 名称

山梨県立富士山世界遺産センター

2 沿革

昭和45年11月 旧富士ビジターセンター開設
平成28年 6月 富士ビジターセンター廃止
平成28年 6月 富士山世界遺産センター開設

3 所在地

南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾6663-1

4 施設の規模等

① 敷地面積 28,019.00㎡

② 建物面積等

	北 館	南 館
設置年月日	平成10年7月28日	平成28年6月22日
建築面積	1,304.72㎡	1,413.28㎡
延床面積	1,670.72㎡	1,581.28㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造、 地上2階建て	鉄筋コンクリート造、 一部鉄骨造、地上2階建て
施設・設備 の内容	1階 展示コーナー、事務室、機械室、 受付・ホール、売店（県産品コー ナー）、外部トイレ、ボランティ アセンター 等 2階 研修室、レストラン、ホール、 休憩スペース、屋上展望広場 等	1階 展示室、富士山ライブラリー（図 書・資料コーナー）、富士山ステ ーション（多目的ホール）、機械 室、ホール、事務室、トイレ 等 2階 御中道回廊、遙拝デッキ 等

※詳細は、【資料1】「富士山世界遺産センター施設概要」を参照してください。

③ 駐車場及び道路 10,652.18㎡

※詳細は、【資料2】「駐車場整備概要図」を参照してください。

④ その他

北館1階のボランティアセンター（10.00㎡）については、別途行政財産の目的外使用許可を行っています。また、延床面積に算入されない外部倉庫30.78㎡があります。

第2 管理運営方針

1 基本方針

富士山世界遺産センターは、富士山が有する信仰の対象及び芸術の源泉としての顕著な普遍的価値に対する理解を深め、もって県民文化の発展に寄与するとともに、観光の振興に資するという目的のために設置された施設です。

この施設の設置目的を十分に理解した上で、安心安全で利用者が満足できるよう適正な管理運営を行うものとします。

2 施設の維持管理方針

施設の維持管理については、別添「山梨県立富士山世界遺産センター管理運営業務の内容及び基準」を基に、施設の特色を考慮し、より質の高い水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行うものとします。

3 施設の運営方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れることとします。

また、危機管理体制の整備、防犯体制の整備など利用者の安全確保や、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも取り組むものとします。

第3 募集の内容

1 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）

- (1) 富士山世界遺産センターの展示施設（知事が指定するものに限る。以下「展示施設」という。）の利用の承認に関する業務
- (2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (3) 施設の利用に関する必要な助言、指導等に関する業務
- (4) 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

※ 具体的な業務内容及び管理基準については、別添「山梨県立富士山世界遺産センター管理運営業務の内容及び基準」を参照してください。

【山梨県と指定管理者の業務区分について】

業務の一部は山梨県が直接運営します。各業務の実施に当たっては、山梨県と指定管理者との間で必要な協議を行い、適切な執行に努めていくこととします。山梨県と指定管理者の業務区分は次のとおりです。

業務区分	業務内容	運営主体
富士山保全業務	○調査研究業務 ○富士山の文化的価値に関する情報発信業務 ○富士山及び周辺環境の保存管理業務 ○展示業務 ○教育普及業務 ○文献検索などの支援相談業務 ○県職員の人事、給与事務 ○県予算の執行管理 等	山梨県

施設運營業務	○展示施設の利用の承認 ○利用料金の収受 ○館内案内 ○観光情報の提供 ○研修室の貸出 ○広報・利用促進に関する業務 ○飲食提供、物品販売 等	指定管理者
施設管理業務	○施設・設備の維持管理（情報システム保守業務及び建物点検業務含む） ○緊急・救急対応 ○警備業務（館内、駐車場及び敷地内） ○清掃業務（館内、駐車場及び敷地内） ○光熱水費等の支払 ○敷地内管理業務 ○開錠・施錠管理 等	

2 自主事業

- （１）指定管理者は、指定管理業務以外に、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内で自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。

この際、指定管理業務内である指定管理者の提案事業と自主事業は明確に区分することとします。

また、自主事業を実施する場合は、自主事業計画書を提出し、あらかじめ県の承認を受けることとします。

- （２）指定管理者は、施設運営に際して次に提示する課題の解決に繋がる自主事業を積極的に提案（様式第２－⑩）することとします。

- 富士山が有する信仰の対象及び芸術の源泉としての顕著な普遍的価値に対する理解の促進を図る必要がある。
- 収支を安定させるため、利用者数を増加させる必要がある。
- 富士山の価値発信を強化するため、富士山世界遺産センターの周辺施設及び静岡県富士山世界遺産センターと連携していく必要がある。

3 指定管理者が行う管理の基準

- （１） 休館日

条例第６条の規定に基づき、休館日は次のとおりとします。ただし、①又は②に掲げる日が１月２日、同月３日、４月３０日から５月５日までの日又は７月１日から８月３１日までの日である場合には、休館日としないものとします。

- ① 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）

に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

② 休日の翌日（この日が日曜日、金曜日、土曜日である場合を除く。）

③ 12月27日から翌年1月1日まで

ただし、指定管理者は、承認申請書（様式11）により知事の承認を受けることで、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができます。

(2) 開館時間

条例第7条の規定に基づき、開館時間は次のとおりとします。

① 1月から2月及び12月 午前9時から午後4時まで

② 3月から6月まで、10月及び11月 午前9時から午後5時まで

③ 7月から9月まで 午前9時から午後6時まで

ただし、指定管理者は、承認申請書（様式11）により知事の承認を受けることで、開館時間を変更することができます。

(3) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理業務を行うこと。

(4) 富士山世界遺産センターを利用しようとする者に対して不当な差別的扱いをしないこと。

(5) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

(6) (3) から (5) までに掲げるもののほか、知事が定める基準を遵守すること。

指定管理業務及び管理の基準の細目事項は、協議の上、協定（「山梨県立富士山世界遺産センター管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。））で定めます。

4 責任分担

指定管理者と県の責任分担は次の表（各項目の区分に応じ「○」が責任を負う）のとおりとします。ただし、指定管理者の故意・過失又は協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行うこととします。

また、指定管理者が施設、設備、備品の改修等を行った場合、指定管理者は、当該資産の所有権を放棄、又は原状復帰することとします。

なお、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項 目			内 容	指定 管理者	県
共通事項	賃金・物価変動(※1)	賃金水準	賃金水準の変動に伴う経費の増		○
		物価水準(エネルギー)	物価水準(電気・ガス・灯油・ガソリン)の変動に伴う経費の増		○
		物価水準(エネルギーを除き、物価変動の影響を受けるもの)	物価水準の変動に伴う経費の増(一定の範囲内)	○	
			物価水準の変動に伴う経費の増(一定の範囲を超えた部分)		○
	法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○	
	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○	
	不可抗力	不可抗力(地震、落雷、暴風雨、洪水その他の災害又は戦争、テロ、暴動その他これらに準ずる事由)の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能	両者の協議(※2)		
	政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増		○	
	利用者や第三者への賠償	指定管理者の責に帰すべきもの	○		
		上記以外		○	
保険の付保		施設火災保険		○	
	施設賠償責任保険	○			
	自動車保険	○			
管理運営	施設周辺住民及び施設利用者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの反対や要望への対応	○		
		上記以外		○	
	セキュリティ	警備不備による犯罪発生	○		
		個人情報の漏洩	県の指示もしくは指導の不備又は錯誤によるもの		○
	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○		
	施設の管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵によるもの		○	
		施設の管理の瑕疵によるもの	○		
		上記以外		○	
	災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等指示等	○	○	
	整備維持補修	施設、設備の損傷等	経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの	20万円未満	○
20万円以上					○
指定管理者の責に帰すべきもの				○	
指定管理者が希望する整備・改修(資産増加)				○	
上記以外					○
備品の損傷等		経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの	20万円未満	○	
			20万円以上		○
		指定管理者の責に帰すべきもの		○	
上記以外				○	
備品の更新・新規購入		更新	指定管理者が希望する場合	○	
	上記以外			○	
	新規購入	指定管理者が希望する場合	○		
上記以外			○		
その他	事業終了時の費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定期間中途において指定取消を受けた場合における撤収費用	○		

※1 スライドに関する県と指定管理者が負担する範囲の詳細は「指定管理者制度におけるスライド制度の手引き」を参照すること。(上記の表は各水準が上昇した場合を記載)

※2 不可抗力の発生に起因して県又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、県は損害等の状況の確認を行った上で指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

5 指定期間（予定）

令和9年4月1日から令和15年3月31日まで（6年間）

この期間は、県議会の議決後に、正式に指定期間となります。

6 指定管理者の収入

条例第10条に規定する利用料金、県が基本協定に基づき支払う委託料（以下「委託料」という。）、レストラン等における飲食提供及び物品販売施設、自動販売機の設置・運営等により得られる収入をもって指定管理業務を行うものとします。

（1） 利用料金

富士山世界遺産センター南館の利用料金は、指定管理者の収入とし、利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、承認申請書（様式11）により知事の承認を受けて指定管理者が定めます。

なお、富士山世界遺産センター南館における利用料金限度額は、令和9年4月1日から次のとおり改正されます。そのため、委託料については、同日から施行される利用料金限度額を踏まえて、提案してください。

区分	改正前	改正後
個人 大人	420円	460円
個人 大学生	220円	240円
団体 大人	340円	380円
団体 大学生	170円	190円

（2） 委託料

① 委託料の原則

富士山世界遺産センターの管理運営に必要な経費として、提案された委託料を基に指定期間を通じた委託料限度額を基本協定書に記載するとともに、県は予算の範囲内で年度ごとに委託料を支払います。委託料の具体的な額や支払方法は、県と指定管理者が協議の上、年度協定で定めます。

指定管理者が県の示した水準どおり指定管理業務を確実に実施したと認められる場合、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、委託料との相殺は行いません。また、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合には、費用の補填は行いません。

② スライド制度と委託料の提案

委託料に含まれる人件費及び物件費について、毎年度、賃金水準や物価水準の変動を反映したスライド率により、当該年度及び翌年度の指定管理委託料を増減させる「スライド制度」を導入します。これにより、選定年度中（本年4月1日から翌年3月31日まで）及び指定期間中の賃金水準や物価水準の変動分はスライド制度により対応することになります。

委託料の提案にあたっては、選定年度及び指定期間中の賃金水準や物価水準の変

動分は織り込まず（選定年度4月1日以降の賃金や物価の変動分は反映させず）、次の基準額の範囲内で提案してください。

（基準額）388,987千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 基準額を超える提案は認められませんので、十分留意してください。

※ 基準額には、情報システム保守業務及び建築物点検業務の経費が含まれています。

※ 委託料の積算にあたっては富士山世界遺産センターの利用者数、県からの委託料、収支等の実績などが記載された【資料3】、【資料4】、【資料5】、【資料6】を参照してください。

（3） 飲食提供業務、物品販売業務、自動販売機等設置・運営業務による収入

飲食提供業務、物品販売業務、自動販売機等設置・運営業務により得られる収入は、指定管理者の収入とします。

（4） その他

多額な収支差額の発生又はそのおそれがあると認められる場合は、委託料についての協議も可能とします。

第4 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することのできるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又はその共同体であって次の（1）及び（2）の条件を満たすものとします。

（1）登記事項証明書に記載されている本店若しくは主たる事務所又は団体の規約若しくは定款等に記載されている活動の本拠地（以下「主たる事務所等」という。）を山梨県内に置く又は置こうとする法人等であること。また、共同体を構成して申請する場合は、共同体の主たる事務所等を山梨県内に置くとともに、山梨県内に主たる事務所等を置く又は置こうとする団体のうちから代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めること。

（2）次のいずれかに該当する法人等でないこと。

① 法人の役員等（法人については非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。）に次のいずれかに該当する者が含まれているもの

ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しているもの

- ③ 山梨県から指名停止措置を受けているもの
 - ④ 法人税、消費税、法人都道府県民税、法人事業税又は地方消費税を滞納しているもの
 - ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - ⑦ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等
- (3) 共同体を構成して申請する場合は、次の点に留意してください。
- ① 代表団体は共同体における責任割合が最大であること。
 - ② 共同体の構成員は、単独で又は別の共同体の構成員となって申請を行うことはできないこと。
 - ③ 申請書の提出後は共同体の代表団体及び構成員の変更はできないこと。
- (4) 申請時において法人等が設立されていない場合は、次の点に留意してください。
- ① 申請時に、設立に向けた規約案、すみやかに設立する旨の確約書その他知事が必要と認める資料を提出すること。
 - ② 県議会における指定管理者の指定の議決（令和9年2月議会を予定）までに登記事項証明書（法人登記簿謄本）又は登記申請が法務局において受領されたことを証する書類を提出すること。

2 申請手続等

(1) スケジュール

月 日	内 容
9月18日から11月13日まで	募集要項の配付
10月6日	業務説明会及び現地説明会
① 10月7日から10月14日まで ② 10月22日から10月29日まで	募集に関する質問書の受付
① 10月20日 ② 11月4日	質問に対する回答
11月9日から11月13日まで	申請書類の受付

(2) 募集要項の配付

配付期間：令和8年9月18日（金）から令和8年11月13日（金）まで
（ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

配付場所：山梨県観光文化・スポーツ部富士山観光振興グループ

上記期間中は、山梨県観光文化・スポーツ部富士山観光振興グループ

ホームページでも募集要項等のダウンロードができます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/fujisan/>

なお、郵送での配付は行いません。

(3) 業務説明会及び現地説明会

開催日時：令和8年10月6日（火）午後1時から

集合場所：富士山世界遺産センター 北館2階 研修室

内 容：「募集要項」及び「管理運営業務の内容及び基準」の説明、施設見学、質疑応答

申込方法：説明会の参加申込書（様式10）に法人名（法人でない場合は代表者名）及び参加希望者名（各団体2名以内）（共同体での申請をする場合、各構成団体につき2名以内）を明記の上、電子メールで、山梨県観光文化・スポーツ部富士山観光振興グループへ9月30日（水）午後5時までに申し込んでください。

留意事項：申請予定者は可能な限り参加してください。個人及び申請資格のない団体の参加はできません。

質問及び回答は、山梨県観光文化・スポーツ部富士山観光振興グループのホームページで公開します。

<http://www.pref.yamanashi.jp/fujisan/>

(4) 募集に関する質問

受付期間：①令和8年10月7日（水）から令和8年10月14日（水）まで
午前9時から午後5時まで

②令和8年10月22日（木）から令和8年10月29日（木）まで
午前9時から午後5時まで

質問方法：質問書（様式8）に記入の上、電子メールで、山梨県観光文化・スポーツ部富士山観光振興グループまで提出してください。（電話や口頭での質問にはお答えしません。）

アドレス：fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp

回答方法：質問事項に対する回答は、①の期間に受け付けたものについては、令和8年10月20日（火）、②の期間に受け付けたものについては、令和8年11月4日（水）に山梨県観光文化・スポーツ部富士山観光振興グループのホームページに随時掲載します。

<http://www.pref.yamanashi.jp/fujisan/>

(5) 申請書類

- ① 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）
- ② 指定管理業務の実施に関する計画書・・・・・・・・（様式2）
- ③ 申請する法人等に関する書類

※共同体による申請の場合には、構成員であるすべての法人等のものを提出してください。

ア 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）

※法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してく

ださい。

イ 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

ウ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては
代表者の住民票の写し及び印鑑証明書（3カ月以内に取得したもの）

オ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近3事業年度の事業
（営業）報告書、貸借対照表及び損益計算書（又は収支計算書）又はこれ
らに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて
連結決算書）

カ 直近3年間の法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費
税に関する納税証明書

キ その他、金融機関、出資者等の支援体制が分かる書類等

④ 構成員届（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・（様式5）

⑤ 各団体の役割、責任分担に関する事項（共同体の場合）・・・・（様式6）

⑥ 委任状（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・（様式7）

（6）申請書類の受付

① 書面申請

受付期間：令和8年11月9日（月）から令和8年11月13日（金）まで
（ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）
に定める県の休日を除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

郵送の場合、令和8年11月13日（金）午後5時必着

受付方法：申請書類一式を持参または郵送により提出してください。

受付場所：山梨県観光文化・スポーツ部富士山観光振興グループ

提出先：〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁別館2階）

提出部数：A4判とし、正本1部、副本9部を提出してください。

原本のみ押印し（袋とじや割印をする必要はありません）、副本には
原本証明をしてください。

正本、副本とも目次・ページ数を付け、2穴綴じファイルに綴じてく
ださい。

② 電子申請

電子申請の場合は「やまなしくらしねっと」により申請してください。

3 指定管理業務の実施に関する計画書の作成

（1）指定管理業務の実施に関する計画書

指定管理業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、本募集要項、「山梨
県立富士山世界遺産センター管理運営業務の内容及び基準」等に記載されている
ことを遵守してください。また、法令等に定められていることについては、これ
を遵守してください。

① 収支計画書（様式2-② その2）は、指定全期間にわたる収支予測を年度別

に作成してください。なお、利用料金収入額については、条例第10条第3項に定める利用料金限度額の範囲内で算定をしてください。

情報システム保守費及び南館の展示機器保守点検費については、【資料5】及び【資料6】の金額により積算してください。

- ② 指定管理業務の実施に関する計画書の作成に用いる言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。
- ③ 指定管理業務の実施に関する計画書はA4判で作成してください。また、ページ数を中央下に表記してください。

第5 指定管理者候補者の選定

選定委員会が、提出された申請書について審査基準に基づいて審査し、指定管理者候補者を選定します。

1 選定委員会

選定委員会開催結果の公表を山梨県観光文化・スポーツ部富士山観光振興グループのホームページに掲載します。

<http://www.pref.yamanashi.jp/fujisan/>

また、選定委員は、次期指定管理者の候補者が決定された後に公表を行います。

2 審査基準

審査基準（審査の項目及び審査配点等）は次のとおりです。

《富士山世界遺産センター》

審査基準	審査項目	審査のポイント	配点	確認する書類
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	・ 施設の設置目的及び県が示した管理の方針	・ 県が示した管理の方針と申請者が提案した運営方針が合致するか	5	25 ・ 様式2-① ・ 様式2-② ・ 様式2-③ ・ 様式2-④
	・ 収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	・ 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・ 収支計画の実現可能性はあるか	20	
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	・ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	・ 施設の利用促進に向けた取組内容は十分か ・ 利用者増加に関する提案の妥当性、具体性、実現性、創造性、独創性、継続性などは適切か ・ 広報方針の妥当性、具体性、実現性、創造性、独創性、継続性などは適切か ・ 富士山の顕著な普遍的価値を伝える南館への誘導について、具体的かつ実現性のある取組が十分に検討されているか	15	41 ・ 様式2-⑤ ・ 様式2-⑥ ・ 様式2-⑦ ・ 様式2-⑧ ・ 様式2-⑨ ・ 様式2-⑩
	・ 地域貢献による事業効果	・ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか ・ 施設所在周辺地域の活性化、地域との交流による施設運営の向上等の視点からの事業の実現性、事業効果は期待できるか	3	
	・ 市町村や、DMO等との連携による事業効果	・ 施設所在周辺市町村や地域DMO、広域DMOなどと連携しての効果的な施設運営、地域活性化の取り組みに係る事業の実現性、事業効果は期待できるか	3	
	・ 観光情報提供サービス	・ 山梨県内の観光情報に精通し、案内業務を長年行い、ノウハウが蓄積されているか。または同等のノウハウがあるものと認められるか ・ 観光情報の取得方法は適切であり、全県を網羅しているか。また、情報提供を求めるのみでなく、能動的な情報収集手段を考えているか ・ 新たなサービスの提供やサービスの向上を考えているか ・ 外国人観光客（特にアジア圏観光客）に対する観光案内について何か工夫はあるか ・ 災害時における防災情報の発信を考えているか	5	
	・ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	・ 利用者へのサービス向上を図る具体策を盛り込んだ内容となっているか ・ 利用者の要望、意見を把握する方法また施設運営に反映させる工夫をしているか ・ レストラン等飲食提供施設及び物販販売施設の運営の具体性、実現性、創造性、独創性及び他事業との一貫性、関連性など ・ 飲食物の提供等を通じて、富士山の有する普遍的価値を来訪者に分かりやすく伝える効果が期待できるか	10	
	・ 施設運営の課題に対する事業効果	・ 県が提示する課題に対する事業について、実現性、事業効果が期待できるか ・ 自主事業の内容の具体性、実現性、創造性、独創性、他事業との一貫性・関連性及び施設の設置目的との調和などが十分に検討されているか	5	
3 事業計画の内容が施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	・ 施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	・ 業務仕様書に示された維持管理業務を確実に実施する内容の事業計画書になっているか ・ 来訪者の快適性を確保するための施設、設備、備品維持管理及び衛生管理、案内・受付体制、植栽管理などが提案されているか	4	8 ・ 様式2-⑪ ・ 様式2-⑫ ・ 様式2-⑬ ・ 様式2-⑭
	・ 施設の維持管理の効率性	・ 維持管理は効率的に計画されているか ・ 再委託を行うことが適当で、再委託に際しての執行体制が整っているか（再委託を行う場合）	4	
4 県民の平等な利用を確保することができるものであること	・ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・ 生活弱者等へ配慮されているか ・ 事業等の内容に偏りがないか	3	3 ・ 様式2-⑮
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	・ 安定的な運営が可能となる人的能力	・ 職員体制は十分か ・ 職員採用・確保の方策は適切か ・ 職員は、英語で観光案内できる者を常時1人以上配置する。また、アジア圏に対応する言語で、観光案内できる者を常時1人以上配置するか、あるいは必要に応じて配置する。さらに、原則年中無休で、英語・中国語・韓国語により、日本全体の観光案内をすることができる体制を確立することができるか ・ 職員の指導育成、研修体制は十分か ・ 富士山保全業務等の山梨県が直接行う業務との連携体制など考えられているか	5	8 ・ 様式2-⑯ ・ 様式2-⑰ 付属資料
	・ 安定的な運営が可能となる経理的基盤	・ 団体の財務状況は健全か ・ 金融機関、出資者等の支援体制は十分か	3	
6 管理運営にかかる経費	・ 施設の管理運営に係る経費の内容	・ 管理運営経費（委託料）の提案価格の採点については、次の方式により採点する 価格評価点＝価格配点×応募者中の最低価格／応募者の提案価格	15	15 ・ 様式2-⑱
合計点数			100	

3 一次審査

提出された法人等概要書等により資格審査を行います。一次審査の結果は令和8年11月18日（水）までに申請者に文書で通知します。申請状況については、一次審査終了後に申請団体数を山梨県観光文化・スポーツ部富士山観光振興グループホームページで公表します。<http://www.pref.yamanashi.jp/fujisan/>

4 二次審査

一次審査通過団体による書類審査及びヒアリングを実施します。ヒアリングは、提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」の内容について選定委員に説明し、選定委員の質問に回答するという形式で行います。この際、「指定管理業務の実施に

関する計画書」に記載していないことは説明できません。

申請者から提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」等を審査した結果、高位の評価を得た順に順位を決定します。ただし、二次審査において総得点が一位であっても一定基準に満たない場合、又は得点が著しく低い審査項目がある場合は候補者に選定しないことがあります。

※ ヒアリング等の日時、場所、出席人数等については、後日、申請者に連絡します。

第6 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の候補者の選定

指定管理者選定委員会による選定結果に基づき、知事が候補者を決定し、二次審査を受けた団体に対して12月中旬頃までに選定結果を通知し、追って申請者名（共同体の場合は、構成団体名、代表団体名、構成員名）、提案価格、審査点数、審査結果、選定理由を公表します。

2 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行い、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった申請者を指定管理者の候補者として協議を行います。

3 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。指定管理者の指定をしたときはその旨を文書で通知します。

4 指定管理者との協定締結

県と指定管理者は、先に実施した仮協定を前提に、更に指定管理業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

協定は、指定全期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの委託料の額等を定めた「年度協定」を定めることとします。

（1）基本協定の内容（予定）

- 指定業務に関する基本的事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）
- 遵守事項
- 協定の期間等に関する事項
- 利用料金に関する事項
- 委託料に関する事項
- 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- 業務計画書の提出に関する事項
- 利用者の満足度調査等の実施・報告に関する事項
- 定期報告事項
- 業務状況の聴取、対面による意見交換等の実施に関する事項

- 事業報告書の提出に関する事項
- 業務実施状況の確認・評価に関する事項
- 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- 管理業務の継続が困難となった場合の措置等
- 指定の取消し等に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- 権利譲渡等の制限に関する事項 他

(指定管理者が共同事業体方式の場合は次の事項が加わります)

- 代表団体に係る倒産の場合による指定管理者の指定の取消し等に関する事項
- 代表団体、構成員の重要事項の変更に係る事項
- 代表団体の地位、構成員の責任に関する事項
- 構成員の脱退に対する措置に関する事項 他

(注) 協定の締結にあたっては共同体の構成員すべてを協定当事者とし、協定に関する責任は共同体の構成員すべてが負うこととなります。

(複数の会社が指定管理業務を行うために新たに会社を設立した場合は次の事項が加わります)

- 事務所の所在地、定款の目的、資本の額並びに株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項
- ※新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、又は設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合については、事前に県と指定管理者並びに出資者の３者間による協定の締結が別途必要となります。

(2) 年度協定の主な内容 (予定)

- 管理業務の内容に関する事項
- 委託料の額に関する事項 他

第7 指定管理業務の適正な実施に関する事項

1 指定管理業務の再委託等の制限

指定管理者が指定管理業務の全部を一括して、又は指定管理業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。

ただし、南館の展示機器保守点検業務は、指定管理者が展示設計・施工業者である株式会社 乃村工藝社に委託することとします。

展示機器保守点検業務を除き、指定管理業務の一部分のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ県に協議し、承認を受けることとします。

2 暴力団の排除

指定管理者は、施設を暴力団の活動に利用させることはできません。

3 個人情報の取扱い

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。この場合において、指定管理者は、県と協議の上で別に定める個人情報の保護に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う個人情報の保護を行うものとします。

4 情報公開への対応

指定管理者は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）の規定により県と協議の上で別に定める情報公開に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う文書の公開を行うものとします。

5 文書の管理・保存

指定管理者は、指定管理業務に係る文書の分類、作成、保存及び破棄その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとします。なお、文書の保存期間は、山梨県行政文書管理規程第35条第2項の規定に準じて定めてください。

ただし、会計書類の保存期間については、各事業年度終了後7年間保存としてください。

6 保険への加入

利用者に係る保険は、次のとおり指定管理者が加入するものとします。

① 加入する賠償責任保険

県と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険としてください。

② 保険の内容

対人賠償	1名につき	100,000千円以上
	1事故につき	500,000千円以上
対物賠償	1事故につき	5,000千円以上

7 電気調達の契約

指定管理者が電気事業者を選定し、契約を締結するものとします。

なお、電気料の削減が見込まれるなど、県有施設の一括入札による電気調達の契約を行うことが適切であると県が判断した際は、入札参加について県と指定管理者（又は指定管理者の候補者）は協議するものとします。

8 キャッシュレス決済の導入

指定管理者は、キャッシュレス決済を導入すること。

利用料金、売店について、多様な決済手段（国内外のクレジットカード、電子マネー、コード決済）に対応すること。

なお、令和9年4月末までに、導入すること。

9 不可抗力等発生時の対応

不可抗力その他の県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由が発生した場合、指定管理者は速やかに県に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう緊急措置をとる義務を負います。また、県が避難所、広域防災拠点等のため施設の利用制限、緊急活動への参加等を要請したときは、県の指示に従わなければなりません。

なお、避難所等としての使用その他災害対応による費用負担等については、別途協議するものとします。

10 備品

県は指定管理者に、富士山世界遺産センターの管理・運営に必要となる物品（県が定める物品一覧表参照）について貸与します。

指定管理者が管理運営費（第3の6（1）～（3）の収入）で購入した物品は、指定期間中又は当該期間終了後には県に帰属することとします。

指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が管理運営費以外の経費により購入した物品については、指定管理者に帰属し指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収してください。ただし、県と指定管理者の協議において両者が合意した場合は、指定管理者は県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができます。

11 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、法人等の口座とは別の口座で管理してください。

また、会計処理においては、指定管理者としての業務に係る経理と自主事業に係る経理、それ以外の業務に係る経理を区分して整理してください。

12 法令等の遵守

指定管理者は、指定管理業務の遂行に関連する以下の法令を遵守しなければなりません。

また、業務遂行にあたり許認可等が必要となる場合は、許認可申請などの所定の手続きについては、指定管理者が実施してください。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第2項、第3項
- （2）労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）などの労働関係法令
- （3）消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- （4）自然公園法（昭和32年法律第161号）など国立公園内での多様な生態系の確保に関する法令
- （5）その他富士山世界遺産センター内で管理運営する業務に関連するすべての法令

13 富士山世界遺産センターに係る覚書の遵守

指定管理者は、指定管理業務及び自主事業実施にあたっては、山梨県と株式会社佐藤卓デザイン事務所との間で締結した「山梨県立富士山世界遺産センターのロゴマークの利用等に関する覚書」を遵守すること。（【資料9】参照）

14 利用料金等を定める場合の知事の承認

条例及び規則に基づき知事が承認した利用料金並びに休館日及び開館時間については、指定期間の終了若しくは指定の取り消しによりすべての効力が失われます。新たな指定期間内において条例で定められた範囲内で利用料金等を定める場合は、承認申請書（様式11）により知事の承認を得る必要があります。

15 費用負担に係る県への事前協議

県が費用を負担する必要がある施設の修繕、改修等又は備品の購入、調達については、必要性などを記載した説明資料等により事前に県に協議してください。なお、協議する時期は、県における予算編成協議が始まる前（事業実施する前年度の8月頃）とします。

第8 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置について

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理者は、速やかに県に報告しなければなりません。県は指定の取消し又は期間を定めた指定管理業務の全部若しくは一部の停止の措置をとることができるものとします。

2 その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理業務の全部若しくは一部の継続の可否について協議するものとします。

3 指定管理業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより指定管理業務を引き継ぐ場合には、県が定める期間内に、県又は県が指定した者に対してすべての指定管理業務を引き継ぐとともに、業務実施に必要なデータ等を遅滞なく提供しなければなりません。指定管理者が管理・更新しているFacebook公式アカウントや微博の公式アカウントについても引継ぎの対象となります。また、県が定める期間終了後、しばらくの間は引継ぎに関する問合せ対応窓口を設ける必要があります。

なお、新たに指定管理者に指定された者への引継ぎ内容については、募集要項、仕

様書に基づき協定書の締結までに県と協議の上、決定します。

引継ぎに必要な指定管理者の費用は、指定管理者の負担とします。

第9 申請に関する留意事項

1 審査の対象又は候補者からの除外

申請者が次に掲げる事項に該当するときは、その者を審査の対象又は候補者から除外します。

- (1) 選定委員会の委員又は申請に関する業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、申請について不正な接触をし、又は接触を求めるなど選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められたとき
- (2) 申請書類に虚偽記載又は不正行為があったとき
- (3) 第4の1に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明したとき又は満たさなくなったとき
- (4) 申請者による指定管理業務の履行が困難であると認められる事実が判明したとき
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により申請者が指定管理者として相応しくないと県が認めたとき
- (6) その他不正な行為があったと県が認めたとき

2 指定管理業務開始前における指定の取消し

指定管理者が指定管理業務を開始する前において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由がなく協定の締結に応じないとき
- (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により指定管理者として行う指定管理業務の履行が確実でないと県が認めたとき
- (3) 第9の1の各項目に該当するとき

3 申請書類等の取り扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。

なお、指定管理者の選定及び指定において公表する必要がある場合その他県が必要と認めるときは、県は申請者の提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は、審査のため選定委員会の委員に配付します。また、提出された申請書類は、返却しません。

(5) 公表

申請書類は、個人情報等を除き情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

(1) 富士山世界遺産センターに複数の指定管理者指定申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。なお、県の他の施設に関して指定の申請をすることは可能です。

(2) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、指定管理者指定申請辞退届（様式9）により届け出てください。

(3) 県では、新たな財源を確保し、もって県民サービスの維持・向上を図るため、ネーミングライツ制度を導入しており、本施設にも同制度により愛称が付与される可能性があります。指定管理者は、ネーミングライツの導入に関する県の検討・実施に協力することとします。

※ ネーミングライツ制度とは、県の施設等の名称に「愛称」として団体名・商品名等を付与していただき、ネーミングライツスポンサー（施設命名権者）から対価を得るものです。

第10 事業実施状況のモニタリング(業務の確認・検証)等

1 モニタリング・評価の実施

県は、施設が設置目的に沿って適切に管理され、必要なサービス水準が確保できるよう、指定期間中の指定管理業務等の実施状況を把握するモニタリングを行います。

県は、仕様書に基づき指定管理者から提出される定期報告書、事業報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告、現地調査、指定管理者との対面による意見交換等により、指定管理業務の実施状況をモニタリングし、その結果を評価します。

モニタリングの結果、施策を推進する業務の効果が不十分など仕様書や業務計画書に記載された事項等が達成されておらず、業務の改善が必要な場合は、県と協議の上、対策を講じるものとします。

モニタリング・評価は次の方法により行います。

(1) 県が行う評価

県は、指定期間が始まる前までに指定管理者と協議し別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況（利用状況、事業計画の達成状況、収支状況等）についての事業評価を実施します。結果については、県のホームページ等で公表します。

(2) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎事業年度終了後、管理運営業務及び自主事業の自己評価を行い、県に「指定管理施設の管理運営状況評価書」（モニタリングシート）を提出するものとします。

(3) 利用者の満足度調査の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、利用者の満足度、意見・苦情等をアンケート等で把握し、その結果及び対応状況について県に報告するものとします。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告するものとします。

(4) その他

指定管理者は、施設の維持管理・運営に当たっては、県の「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に準じて省エネルギーの推進及び地球温暖化の防止に努めるとともに、省資源の推進、廃棄物の削減・リサイクルの徹底等、環境負荷の低減に努め、エネルギーの使用状況等については、県に報告していただきます。

2 県の監査委員による監査

県の監査委員又は県の外部監査契約に基づく監査人、県議会が必要と認める場合は、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

3 指定管理業務開始後の指定の取消し等

県は、次の場合、指定管理者の指定の取消し等の措置を行う場合があります。

(1) 指定の取消し等

指定管理者による指定管理業務の実施状況が、基本協定で規定する取消事由等に該当すると認められる場合には、県は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

なお、基本協定で規定する取消事由等は、次のような状況を想定しています。

- ① 定期報告書、事業報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- ② 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に基づく県の指示に従わないとき又は指示によっても指定管理業務内容に改善がみられないとき。
- ③ 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に違反したとき。
- ④ 法人等の経営状況の悪化等により指定管理業務を継続することができないと認められるとき。
- ⑤ 組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なうなど指定管理業務を行わせておくことが社会通念上不相当であると認められるとき。
- ⑥ 暴力団排除対象法人等に該当すると認められるとき。
- ⑦ その他管理を継続させることが適当でないと認められるとき。

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は指定管理業務の全部若しくは一部が停止された場合は、指定管理者は、県に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとします。

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

山梨県観光文化・スポーツ部富士山観光振興グループ

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁別館2階）

電 話：055-223-1316（ダイヤルイン）

FAX：055-223-1438

メールアドレス：fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp

(様式 1)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立富士山世界遺産センターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例第 5 条第 1 項の規定により、必要書類を添付の上、申請します。

(別紙) 【提出書類一覧表】

様式	項目	提出の有無
様式2	指定管理業務の実施に関する計画書	
	① 施設の設置目的及び県が示した管理の方針	
	② 収支計画の内容、的確性及び実現の可能性（収支計画書）	
	③ 収入についての考え方	
	④ 管理経費の削減のための工夫	
	⑤ 施設の利用促進	
	⑥ 地域貢献による事業効果	
	⑦ 市町村やDMO等との連携による事業効果	
	⑧ 観光情報提供サービス	
	⑨ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
	⑩ 施設運営の課題に対する解決提案及び期待される事業効果	
	⑪ 施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	
	⑫ 施設管理に関する技術等	
	⑬ 緊急時の体制	
	⑭ 施設の維持管理の効率性	
	⑮ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	
	⑯ 安定的な運営が可能となる人的能力（人員配置計画）	
	⑰ 人材育成の方針	
様式3	法人等概要書	
	① 法人役員等一覧	
様式4	① ② 誓約書	
様式5	構成員届（共同体の場合）	
様式6	各団体の役割、責任分担に関する事項（共同体の場合）	
様式7	委任状（共同体の場合）	
付属書類	定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類	
	登記事項証明書等	
	印鑑証明書	
	収支予算書	
	事業（営業）報告書	
	貸借対照表	
	損益計算書	
	連結決算書	
	法人税、消費税、法人都道府県民税、法人事業税及び地方消費税に関する納税証明書、その他	

(様式 2)

指定管理業務の実施に関する計画書

施 設 名	山梨県立富士山世界遺産センター
住 所	
法人等名	
代表者名	
T E L	
F A X	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

(様式 2－①)

「施設の設置目的及び県が示した管理の方針」

富士山世界遺産センターの設置目的を踏まえ、魅力ある施設運営を目指すための運営方針、サービス提供、効率的な管理の考え方について記入してください。

(様式 2-② その 1)

「収支計画の内容、的確性及び実現の可能性」

富士山世界遺産センターの管理運営にあたり、収支計画書を作成する際の考え方について、収入の根拠や、どのようにして効率的な管理運営を行うのか等の方針、創意工夫について記入してください。

(様式 2-② その 2)

「収支計画書」

(単位:千円)

区 分		R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	備考
収 入	利用料金収入							
	委託料							
	自動販売機							
	レストラン							
	売店							
	その他							
収入合計(A)								
支 出	人件費							
	給与							
	手当等							
	法定福利費							
	賃金							
	エネルギー費							
	電気料							
	ガス							
	灯油							
	ガソリン							
	水道費							
	修繕費							
	委託費							
	原材料費							
	報償費							
	旅費							
	交際費							
	消耗品費							
	印刷製本費							
	運賃運搬費							
	広告料							
	手数料							
	保険料							
	使用料及び賃借料							
	備品購入費							
	負担金							
	公租公課費							
支出合計(B)								
(A) - (B)								

利用料金収入の内訳

(上段:利用件数、下段:収入金額)

区 分		R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	備考
単 価								
合 計								

- スライド制度の導入に伴い、収支計画書は選定年度4月1日以降の賃金や物価の変動分は織り込まずに記載してください。
- 利用料金収入については、令和9年4月1日から施行される利用料金の限度額の範囲内で算定してください。
- 他の項目については、消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
- 区分欄は適宜追加してください。
- 内容欄には、経費の具体的内容を記載ください。また、様式2-⑤～⑨に係る経費については、その旨を記載下さい。
- 様式2-⑤～⑨に係る経費以外については、積算根拠となる資料（税抜き価格と消費税が区別できること。様式自由。A4縦、横書）を提出してください。
- 指定管理業務と自主事業は別葉で提出してください。

(様式 2－③)

「収入についての考え方」

- (1) 利用料金の設定（料金設定の考え方、利用料金収入の見込額）の考え方を記入してください。
- (2) 利用料金及び県からの委託料以外の収入についての考え方を記入してください。

(1) 利用料金の設定

(2) その他の収入

(様式 2－④)

「管理経費の削減のための工夫」

富士山世界遺産センターの管理運営にあたり、経費の縮減に関する方針や創意工夫について記入してください。

様式2-⑤～⑨の「経費について」の記載方法

- ・事業計画の内容が世界遺産センターの効用を最大限に発揮するために必要な経費について、年度毎に具体的な内容及び金額について記載してください。（様式自由）
- ・経費の内容については、様式2-②その2「収支計画書」の区分とリンクするように記載してください。

（記載例）様式2-⑤

（単位：千円）

区分	R5	R6	R7	R8	内容
旅費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	県外旅行会社への訪問営業
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	PR イベントへの参加
印刷製本費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	パンフレット作成
	〇〇				南館リニューアル告知チラシ作成
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	レストラン期間限定メニューのチラシ作成
広告宣伝費	〇〇				世界遺産登録10周年記念イベントの新聞掲載
	〇〇				世界遺産センター広報動画の作成
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	オリジナルグッズ製作
合計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

(様式 2-⑤)

「施設の利用促進」

利用促進、利用者増加に関する目標値と提案に係る具体的な方針や手法について記入してください。

(1) 総利用者数の目標

(2) 利用者の要望、意見を把握する方法また施設運営に反映する方法

(3) 総利用者増加に関する提案について

(4) 富士山の顕著な普遍的価値を伝える南館の利用者増加に関する提案について

(5) 広報に関する計画

※ポスター・パンフレット配布、マスメディアPRなど、広報を図るために実施を予定している業務計画を記載してください。

(6) 誘客活動に関する計画

※誘客するために実施を予定している業務計画を記載してください。

(7) 経費について

(様式 2－⑥)

「地域貢献による事業効果」

地域、関係機関、ボランティア等との連携及び、その連携が富士山世界遺産センター周辺地域の活性化、施設運営の向上にどのような効果があるかについて考えを記入してください。

(1) 地域、関係機関、ボランティア等との連携方法

(2) 事業効果

(3) 経費について

(様式 2-⑦)

「市町村や DMO 等との連携による事業効果」

周辺市町村や地域DMO、広域DMO等と連携しての効果的な施設運営、地域活性化の取り組みについての考えを記入してください。

(1) 取り組み内容

(2) 事業効果

(3) 経費について

(様式 2-⑧)

「観光情報提供サービス」

観光情報提供サービスの向上を図るための取り組みについて記入してください。

(1) 山梨県の観光情報の具体的な収集方法及び提供手法について

(2) 新たなサービスの提供やサービスの向上について

(3) 職員に対するマナー研修等の実施による接客サービスの向上など、トラブルが発生した場合や苦情等が寄せられた場合の対処方法や考え方について

(4) 外国人観光客（特にアジア圏域）に対する観光情報の提供について

(5) 経費について

(様式 2-⑨)

「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用者サービスの向上を図るための取り組み及び、期待される効果について記入してください。

(1) 開館時間・休館日の設定などの考え方

(2) レストラン等飲食提供施設の運営について

- ・運営方針（利便性向上、事業への効用等についての考え方）
- ・管理方針等

(3) 物品販売施設の運営について

- ・運営方針（利便性向上、事業への効用等についての考え方）
- ・管理方針等

(4) 自動販売機等の設置・運営について

- ・設置方針（利便性向上の考え方）
- ・設置場所、設置台数、管理方針等

(5) その他の取り組みについて

(6) 飲食物の提供等を通じた富士山の有する普遍的価値の発信について

(7) 事業効果

(8) 経費について

(様式 2-⑩)

「施設運営の課題に対する解決提案及び期待される事業効果」

募集要項 第2募集の内容 2 自主事業の(3)に記載のある課題について、どのような自主事業を行っていくのかについて記入してください。

○ 富士山が有する信仰の対象及び芸術の源泉としての顕著な普遍的価値に対する理解の促進を図る必要がある。

○ 収支を安定させるため、利用者数を増加させる必要がある。

○ 富士山の価値発信を強化するため、富士山世界遺産センターの周辺施設及び静岡県富士山世界遺産センターと連携していく必要がある。

(様式 2－⑪)

「施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性」

富士山世界遺産センターの日常的、定期的な安全管理、植栽管理、衛生、設備保守点検、施設の修繕等について基本的な考え方及び重視するポイントを記入してください。

また、業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入するとともに、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

(1) 基本的な考え方及び重視するポイント

(2) 具体的な方法、内容、頻度等

① 安全管理

② 植栽管理

③ 衛生

④ 設備保守点検

⑤ 施設の修繕

⑥ 節電・節水

⑦ その他

(様式 2－⑫)

「施設管理に関する技術等」

富士山世界遺産センターの管理運営を行うにあたり、貴団体が持っている技術、手法及び経験等でアピールしたい事項があれば記入してください。

(様式 2－⑬)

「緊急時の体制」

事故発生時の対応、避難誘導體制、防災訓練の計画、災害時の対応などの安全管理体制を記入してください。

(様式 2－⑭)

「施設の維持管理の効率性」

効率的な維持管理の考え方について記入してください。

(1) 効率的な維持管理の考え方

(2) 指定管理業務の一部を第三者に委託する予定がある場合は、具体的な委託業務内容とともに、指定管理者としての点検、チェック方法、指導監督方法などについて記入してください。

(様式 2－⑮)

「平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果」

富士山世界遺産センターを管理運営する上で利用者の平等な利用の確保を図るための方針、具体的手法について記入してください。

(様式 2－⑯ その 1)

「安定的な運営が可能となる人的能力」

富士山世界遺産センターにどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して指定管理業務を遂行するか、「人員配置計画」（様式 2－⑯ その 2）を作成するとともに、責任体制・業務実施体制も含め、具体的かつ現実的な計画を記入してください。

(様式2-⑯ その2)

「人員配置計画」

役職・職種	担当業務内容	能力、資格、実務経験 年数等	雇 用 形 態				職員の 年齢層	雇用者 の確保 方策	備 考
			正 規	パート	委 託	その他 (具体的に)			

※配置するすべての職員について記入してください。

※役職欄については、富士山世界遺産センターを管理運営する上で必要と思われる役職を記入してください。

※能力、資格、実務経験年数等欄は実際に配置する予定職員を想定の上、記入してください。

※雇用形態欄は、実際に勤務する職員を想定して該当する欄に○印を記入してください。

「正規」は、週40時間程度勤務し貴団体が複数年にわたり雇用する職員とします。「パート」は、非常勤で臨時に契約する職員とします。

※職員の年齢層欄は、20代、30代、40代等目安で結構ですので記入してください。

※雇用者の確保方策欄は、申請者が既に雇用している者（雇用済）又は今後雇用を予定する者（予定）の別、その用途を記入してください。

※備考欄は、勤務体制（勤務時間・休日設定）を記入してください。（別紙可）

※記入欄が不足する場合には、適宜広げるか複数ページで作成してください。

(様式 2－⑰)

「人材育成の方針」

指定管理業務に携わる職員の技術や能力育成に関する方針及び研修計画等について記入してください。

(様式3)

「法人等概要書」

種別	財団法人 社団法人 N P O 法人 株式会社 有限会社 その他の法人 () その他の団体 ()
名称	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
設立年月日	
資本金又は基本財産	千円
売上高	千円
社員（職員）数	人
業務内容	
法人等の特色	
実績	類似業務の運営実績 ・ 施設の概要 (施設名称、所在地、施設規模) ・ 業務の概要 (業務内容、管理運営体制、管理運営業務、期間、受注額、 発注者等)

※種別欄は、該当するものを○印で囲んでください。その他の法人又はその他の団体については、() 内に内容を記入してください。

※社員（職員）数欄は、申請時の人数を記入してください。

※会社概要等がある場合は、添付してください。

(様式 3-①)

「法人役員等一覧」

法人名：

役職名	(フリガナ) 氏 名	性別 (男女)	生年月日	現住所

※法人については、非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等について記載してください。

※欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

※共同体の場合は、すべての構成団体の役員について記載してください

(様式 4－①)

誓 約 書

山梨県知事 殿

年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

印

(共同体の場合、構成員連名で押印してください)

山梨県立富士山世界遺産センターの指定管理者指定申請を行うにあたり、次の事項について真実に相違ありません。

- 指定管理者募集要項第 4 の 1 の申請資格要件を満たしています。
- 提出した申請書類に虚偽または不正はありません。

(様式 4－②)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1 の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

(様式5)

構 成 員 届

年 月 日

山梨県知事 殿

共同体の名称

構成員（代表者）所在地
名称
代表者氏名

印

構成員
所在地
名称
代表者氏名

印

構成員
所在地
名称
代表者氏名

印

このたび、山梨県立富士山世界遺産センターにおける指定管理者の指定を受けるため、
共同体を結成しましたので届け出ます。

(様式6)

各団体の役割、責任分担に関する事項

※共同体の規約等（案も可）を添付してください。

(様式 7)

委 任 状

山梨県知事 殿

共同体の名称

構成員（代表者）所在地

名称

代表者氏名

印

構成員

所在地

名称

代表者氏名

印

私は、次の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

受任者

所在地

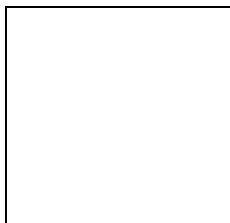
共同体の代表者 名 称

代表者氏名

委任事項

- 1 山梨県立富士山世界遺産センターの指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 山梨県と山梨県立富士山世界遺産センターの管理運営業務についての協定書の締結
- 3 山梨県立富士山世界遺産センターの管理運営業務についての委託料の請求及び受領

受領印



(様式 8)

募集に関する質問書

年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名
担当者
T E L
F A X
E-mail

(質問の内容)

(様式 9)

指定管理者指定申請辞退届

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

印

山梨県立富士山世界遺産センターについて、指定管理者の指定を受けるため令和 年
月 日申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

記

申請辞退理由

(様式 10)

業務説明会及び現地説明会の参加申込書

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
団体名
代表者氏名

山梨県立富士山世界遺産センター指定管理者募集にかかる業務説明会及び現地説明会について、次のとおり申し込みます。

参加者

氏 名	役 職	連 絡 先
		T E L
		F A X
		E-mail

(様式 1 1)

指定管理業務に係る承認申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
団体名
代表者氏名

山梨県立富士山世界遺産センター指定管理者業務について、次のとおり承認を申請します。

項目	利用料金 ・ 休館日 ・ 開館時間
経緯・必要性等	
承認を受けようとする内容	